

直轄管理事業（公共）

【1, 368（1, 244）百万円】

対策のポイント

国営土地改良事業によって造成され、高度の公共性を有し、利害が2都府県以上にわたる等の農業水利施設について、国が管理を行います。

<背景／課題>

- ・国営土地改良事業により造成された、ダム、頭首工等の管理で高度の公共性を有するもののうち、当該施設の管理による利害が2都府県以上にわたり（北海道及び沖縄県にあってはこの限りではない）操作に特別な配慮が必要な施設については、適正に管理を行い、農業用水の安定供給と洪水時の安全管理による水害の防止を図る必要があります。

政策目標

安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

<主な内容>

国営土地改良事業によって造成された農業用排水施設であって、大規模なダム、頭首工等の施設について直轄管理事業を行います。

（国費率：農林水産省77.5%、北海道8/9
事業実施主体：国）

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課（03-3591-7073）]